



アテネ条約の 2002 年議定書の概要



1974 年採択の船客とその手荷物の海上運送に関するアテネ条約の 2002 年議定書が 2014 年 4 月 23 日に発効しました。本稿では、その中の重要な項目について概要を説明します。

証明書に関する要件の遵守については、Member Circular No. 2/2014「[1974 年採択の船客とその手荷物の海上運送に関するアテネ条約、2002 年議定書が発効](#)」にさらに詳細な情報が掲載されていますので、併せてご覧ください。

アテネ条約の 2002 年議定書が 2014 年 4 月 23 日に発効しました。同議定書は、1974 年のアテネ条約と比較して、船客の死傷、ならびに船客の自動車および手荷物の滅失毀損に関する船舶の責任限度額を大幅に引き上げるものとなっています。また、「海難事故 (shipping incident)」のクレームに関する厳格責任規定が盛り込まれるとともに、強制保険と直接請求権によって請求者の保護も導入されました。

2002年議定書：主な特徴

「海難事故 (Shipping Incidents)」

「海難事故」に起因して船客の死傷が生じた場合、運送人は、厳格責任を負います。

- 「海難事故」とは、船舶の難破、転覆、衝突、座礁、爆発、火災または故障をいいます。

ただし、以下のいずれかの事由に該当することを運送人が証明した場合はこの限りではありません。

- 当該事故が例外的、不可避、かつ抵抗不可能な戦争行為、内戦、反逆行為または自然現象に起因したものであること。
- 当該事故が、事故を起こす意図を持った第三者の作為または不作為により引き起こされたものであること。

厳格責任は、船客1名当たり25万SDRまで適用されます。「海難事故」に起因する船客1名当たりの損失が25万SDRを超える場合、運送人は、損失を招いた事故が自らの責任または過失によらずに生じたことを証明できない限り、1事故/船客1名当たり総額40万SDRを限度として責任を負います。また、アテネ条約の締約国は、自国の旗を掲げる客船または自国に寄港する外国船舶について、より高額な責任限度額を設定することができます。

「海難事故」以外の事故

他の事故に起因して死傷が生じた場合、責任の基準は過失責任とし、請求者が立証責任を負いません。運送人は、その死傷が運送人の責任または過失により生じたことを請求人が証明できた場合に限り、責任を負います。これは、1974年のアテネ条約と同じ位置づけです。

手荷物と自動車の損害

船客は、一定の種類の手荷物の滅失毀損については、それが運送人側の責任または過失によるものであることを証明する立証責任を負います。また、当該財物の滅失毀損に対する責任限度額が以下のとおり引き上げられました。

- 客室の手荷物：運送1回/船客1名当たり2,250SDR
- 自動車（当該自動車に積載されているすべての荷物を含む）：運送1回/自動車1台当たり12,700SDR
- その他の荷物：運送1回/船客1名当たり3,375SDR

保険および証明書の要件

アテネ条約第4条bisは、国際運送を行う旅客船の運送人とその履行運送人がアテネ条約の締約国に登録されているか、締約国に入出港する場合、アテネ条約の要件を遵守した保険を維持する必要があることを定めています。またこれらの運送人は、かかる保険が有効である旨を証するアテネ条約の締約国による証明書を取得する必要があります。

アテネ条約に基づく保険と証明書の要件は、War Passenger Blue Card（戦争船客ブルーカード）が必要とされる戦争・テロの危険から生じる責任、ならびに Non-War Passenger Blue Card（非戦争船客ブルーカード）が必要とされる海事およびその他の非戦争リスクのいずれにも適用されます。

国際P&Iグループに加盟する各クラブは、戦争・テロリスクを担保せず、また、かかるリスクから生じる責任を担保するための同条約に基づく War Risk Blue Cards（戦争リスクブルーカード）

形式での保証も提供していません。したがって、War Risk Blue Cards (戦争リスクブルーカード) は、Shoreline Passenger Solutions (http://www.sim.bm/sim_sps.html) などの特別目的保険会社から提供されています。

Non-War Passenger Blue Card (非戦争船客ブルーカード) については、Gard をはじめとする国際 P&I グループに加盟する各クラブが提供しています。このブルーカードに基づいて生じる責任は、国際 P&I グループのプールおよび再保険担保により、「船客」クレームおよび「船客」/「乗組員」合算クレームそれぞれの限度額まで担保されています (詳細は、最終段落に記載)。

アテネ条約をモデルとする、船客に対する賠償責任に関する EC 指令 (EU Passenger Liability Directive [PLR]) に基づいて EU/EEA 加盟国が発行した証明書を、議定書が効力を有する EU/EEA 以外の締約国がアテネ条約に基づく保険の証拠として受け入れるか否かは、現時点では確実ではありません。

2006 年の「留保 (Reservation)」

2006 年 10 月、IMO の法律委員会は、戦争またはテロに関するクレームについての責任の制限を認めるため、2002 年議定書の留保文言と、アテネ条約の実施のためのガイドラインを採択しました。

当該留保文言に従い、締約国は、責任を 1 事故当たり船客 1 名について 25 万 SDR または 1 事故当たり船舶 1 隻について総額 3 億 4000 万 SDR に制限する権利を留保するとともに、かかる制限を行うことができます。この留保は、特に、以下のいずれかを原因として船客に死傷が生じた場合の、戦争保険がカバーする損害責任に関するものです。

- 戦争、内戦、革命、反乱、暴動、もしくはこれらから生じる内乱、または交戦国によるかもしくは交戦国に対する敵対行為
- 拿捕、差し押さえ、拘束、出入港禁止または留置、およびそれらの行為もしくは何らかの襲撃のおそれ
- 遺棄された水雷、魚雷、爆弾その他の武器
- テロリスト、悪意ある行為者、または政治的な動機を持つ行為者の行為、およびかかるリスクを防止し、もしくはこれに対処するために講じられた措置
- 没収および収用

限度額と保険者のエクスポージャー

2002 年議定書において、「海難」に対する厳格責任、戦争以外のリスクおよび戦争リスクの両方に対する強制保険要件、責任限度額の大幅な引き上げ、ならびに議定書の発効前の PLR の発効が同時に行われた結果、実施面における課題が生じました。Non-War Passenger Blue Card (非戦争船客ブルーカード) の提供者である国際 P&I グループ加盟クラブの大型旅客船に対する厳格責任エクスポージャー (ごく限定的な不可抗力による例外が認められています) が、責任に関する他の国際条約における強制保険制度よりも大幅に大きくなります。

2002 年議定書により、「船客 1 名当たり」の責任の限度額が大幅に引き上げられたこと、および船舶が運ぶことを認められた最大乗客の数によって決定される明示の責任限度総額が廃止されたことにより、大型客船の壊滅的損失が生じた場合の全クレームの総額が、国際 P&I グループの超過損害額再保険の限度額を超えてしまい、オーバースpillクレームが発生するおそれがあります。したがって、「船客」の責任については 1 事故当たり 20 億米ドル、「船客」と「乗組員」合算の責任については 1 事故当たり 30 億米ドルという特別なてん補限度額が適用されることに

なります。これについては、2014 年 Gard の約款（船舶）の第 53 条第 3 項および附則 IV をご覧ください。

Gard は、実際に起こりうる、より具体的な問題に対応できるように、PLR との整合性を含めて、2002 年議定書の実施状況を監視し、追ってさらなる情報をご提供いたします。

この Gard Insight に関するご質問やご意見は、[Gard Editorial Team](#) または [Gard \(Japan\) K.K.](#) まで E メールでお寄せください。

付録

締約国

現在、アテネ条約の 2002 年議定書の締約国は 17 か国であり、そのうち 11 か国は、（テロ関係の事故に対する責任の条件を設けるための）2006 年の留保を寄託¹しています。

発効日

2014 年 4 月 23 日

国・地域	寄託日	その国における発効日	2006 年留保
アルバニア	2005 年 3 月 16 日	2014 年 4 月 23 日	無
ベルギー*	2013 年 4 月 23 日	2014 年 4 月 23 日	有
ベリーズ	2011 年 8 月 22 日	2014 年 4 月 23 日	無
ブルガリア*	2013 年 12 月 10 日	2014 年 4 月 23 日	有
クロアチア*	2013 年 9 月 25 日	2014 年 4 月 23 日	有
デンマーク*	2012 年 5 月 23 日	2014 年 4 月 23 日	有
ギリシャ*	2013 年 12 月 6 日	2014 年 4 月 23 日	有
ラトビア*	2005 年 2 月 17 日	2014 年 4 月 23 日	有
マルタ*	2013 年 8 月 7 日	2013 年 11 月 7 日	有
オランダ*	2012 年 9 月 26 日	2014 年 4 月 23 日	有
ノルウェー*	2013 年 11 月 26 日	2013 年 4 月 23 日	有
パラオ	2011 年 9 月 29 日	2014 年 4 月 23 日	無
パナマ	2014 年 1 月 23 日	2014 年 4 月 23 日	有
セントクリストファー・ネイビス	2005 年 8 月 30 日	2014 年 4 月 23 日	無
セルビア	2011 年 5 月 25 日	2014 年 4 月 23 日	無
シリア・アラブ共和国	2005 年 3 月 10 日	2014 年 4 月 23 日	無
英国*	2014 年 1 月 21 日	2014 年 4 月 23 日	有

* これらの 10 か国は EU/EEA 加盟国であり、これらには PLR が適用されます。

¹ 条約によって拘束されることについて国の同意を確定的なものにすること。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であるとは限りません。であるとはであることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[Athens Protocol 2002 in a nutshell](#)」からご覧になれます。